

○射水市陶房「匠の里」条例

平成17年11月1日
条例第96号

(設置)

第1条 貴重な伝統文化を継承し、手作り文化活動の振興及び有意義な余暇の活用を通して、心のふれあいと豊かな生活の創造を図るため射水市陶房「匠の里」(以下「匠の里」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 匠の里の名称及び位置は、別表1に掲げるとおりとする。

(職員)

第3条 匠の里に施設長、指導員及びその他の職員を置くことができる。

2 施設長は、匠の里の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(使用時間)

第4条 匠の里の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 匠の里の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開館し、又は閉館することができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める休日の翌日
- (3) 8月14日から8月16日まで
- (4) 12月28日から1月4日まで

(使用等の許可)

第6条 匠の里を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 匠の里で実施する陶芸教室を受講しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用等の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、匠の里の使用及び教室の受講(以下「使用等」という。)を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設・設備又は器具類を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、匠の里の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用等の条件)

第8条 市長は、使用等を許可する場合は、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、匠の里の使用等について許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用等を中止し、又はその使用等の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用等の目的又は使用等の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正手段により使用等の許可を受けたとき。

2 前項の規定により使用等を停止し、又は使用等の許可を取り消したことによって使用者等に損害が生じても市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 匠の里の使用等の許可を受けた者は、別表2に定める使用料を納めなければならない。

(料金の減免)

第11条 市長が特に認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができます。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、使用等が終わったとき、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者等は、その使用等により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(運営委員会)

第15条 匠の里の運営を円滑に行うため、射水市陶房「匠の里」運営委員会を置く。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に匠の里の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に匠の里の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 匠の里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 匠の里の使用の許可に関する業務
- (3) 匠の里の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、匠の里の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第9条までの規定の適用については、第4条及び第5条の規定中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に匠の里の管理を行わなければならぬ。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者に匠の里の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第10条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第10条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、第12条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大門町ふれあいの里施設設置条例(平成12年大門町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月21日条例第31号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月22日条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 第19条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定

附 則(平成27年3月17日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正前の射水市陶房「匠の里」条例の規定 第2条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定

別表1(第2条関係)

名称	位置
匠の里	射水市水戸田17甲
粘土工芸センター	射水市水戸田字神明堂89

別表2(第10条関係)

1 陶芸工房(粘土工芸センターを含む。)使用料(1人1回当たり)

区分	一般(高校生以上)		中学生以下	
	市外	市内	市外	市内
個人	310円	150円	150円	無料
団体	220円	120円	110円	無料

備考

- 1 使用料は半日単位で1回とする。
- 2 団体の適用は、10人以上を対象とする。

2 研修棟使用料(1室当たり)

区分	料金(1時間当たり)
和室	310円
会議室	310円
研修室	620円

3 展示館使用料

区分	料金(1日当たり)
展示室	2,480円
手数料(委託費)	作品売価の1割

4 窯使用料 市長が別に定める額

○射水市陶房「匠の里」条例施行規則

平成28年10月11日
規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市陶房「匠の里」条例(平成17年射水市条例第96号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第6条第1項の規定により射水市陶房「匠の里」(以下「匠の里」という。)の使用許可を受けようとする者は、陶房「匠の里」使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用許可の申請について適當と認めたときは、許可を決定し、陶房「匠の里」使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更)

第3条 前条第2項の規定により使用許可を受けた者は、使用内容の変更をしようとするときは、使用許可変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(窯使用料)

第4条 条例別表2の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(受講の申請)

第5条 条例第6条第2項の規定により陶芸教室の受講の許可を受けようとする者は、陶芸教室受講申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(受講の許可)

第6条 市長は、前条の規定による受講申請について適當と認めたときは、許可を決定し、陶芸教室受講許可書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

(受講料)

第7条 前条の規定により受講の許可を受けた者は、別表2に定める受講料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、匠の里使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、匠の里使用料減免決定通知書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表3のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者及びその介助者が使用料の減免を受けようとするときは、当該身体障害者手帳等の提示をもって、市内に住所を有する満65歳以上の者が使用料の減免を受けようとするときは、年齢を確認できる書類の提示をもって第1項及び第2項の手続に代える。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条ただし書に規定する特別の事情は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 匠の里の使用又は陶芸教室の受講について許可を受けた者(以下「使用者等」という。)の責めに帰することができない理由により使用又は受講(以下「使用等」という。)ができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、匠の里使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、匠の里使用料還付決定通知書(様式第9号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(使用後の点検)

第11条 使用者等は、使用等が終了したときは、匠の里の職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に匠の里の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「条例第6条第2項」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第2項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第13条 前条の場合における第8条及び第9条の規定の適用については、第8条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第11条」とあるのは「条例第19条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第19条第5項ただし書の規定により準用する条例第12条ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第14条 前2条の場合における様式第1号から様式第9号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市陶房「匠の里」条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該許可に係る窯使用料及び受講料の額並びに使用料の減免については、改正後の射水市陶房「匠の里」条例施行規則第4条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

別表1(第4条関係)

窯使用料(燃料費及び釉薬代を含む。)

区分	料金
素焼窯	5,400円／1窯
電気釜	24,840円／1窯
灯油窯	45,360円／1窯
穴窯	250,000円／1窯 (薪400束まで)

備考

- 1 穴窯以外は粘土工芸センターに設置する窯のみ、使用を許可する。
- 2 外部から作品を持ち込んでの使用は、許可しない。
- 3 特殊な焼き方(長時間の窯焼き、特別な焼き方を必要とする釉薬の使用等)の場合は、実費とする。

別表2(第7条関係)

コース名	料金
体験コース(1回)	受講料 (粘土代1kg及び作品焼成料を含む。) 施設使用料 条例別表2による
水曜コース(3箇月 12回)	材料費、作品焼成料等 17,280円
木曜コース(6箇月 24回)	材料費、作品焼成料等 30,240円

金・土コース(6箇月 40回)	材料費、作品焼成料等	50,400円
継続コース(6箇月 40回)	材料費、作品焼成料等	32,400円
夜間コース(6箇月 20回)	材料費、作品焼成料等	32,400円
絵付けコース(3箇月 6回)	材料費、作品焼成料等	7,560円
匠コース(1箇年)	粘土工芸センター利用料として	市外 50,400円 市内 44,200円

備考 各コースで定める粘土量を超過する場合は、粘土1kg追加ごとに各コースの受講料に1,440円を加算する。
別表3(第8条関係)

1 陶芸工房(粘土工芸センターを含む。)使用料

減免の範囲	割合
1 身体障害者手帳等の交付を受けた者が個人使用する場合	5割
2 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)	10割
3 市内に住所を有する満65歳以上の者が個人使用する場合	5割
4 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

2 研修棟使用料及び展示館使用料

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

様式第1号(第2条関係)

陶房「匠の里」使用許可申請書

年 月 日

射水市長

住所
申請者
氏名

陶房「匠の里」を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的		使 用 予 定 人 員	人
使 用 日 時	前 年 月 日 午 後 時 から	前 年 月 日 午 後 時 ま で	
使 用 施 設			
使 用 料			
使 用 責 任 者	住 所		
	氏 名	連 絡 先	局 番
備 考			

様式第2号(第2条関係)

住所
氏名

陶房「匠の里」使用許可書

年　　月　　日に申請のあった陶房「匠の里」の使用については、射水市陶房「匠の里」条例施行規則第2条の規定により、次の条件を付して許可します。

年　　月　　日

射水市長

許可条件

様式第3号(第3条関係)

使用許可変更申請書

年　月　日

射水市長

住所

申請者

氏名

次のとおり陶房「匠の里」の使用を変更したいので申請します。

1 使用許可(変更前)	許可年月日 番　　号	年　　月　　日 指令第　　号
2 使用について変更しようとする事項		
3 使用について変更しようとする基準		
	変　　更　　前	変　　更　　後
使　用　期　間		
使　用　設　備		

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

陶芸教室受講申請書

年 月 日

射水市長

住所

申請者

氏名

下記教室を受講したいので、次のとおり申請します。

受講希望教室	体験コース 水曜コース 木曜コース 金・土曜コース 継続コース 夜間コース 絵付けコース 匠コース
受講希望日時	年 月 日 午前 時から 後
連絡先	局 番
備考	

様式第5号(第6条関係)

住所
氏名

陶芸教室受講許可書

年　　月　　日に申請のあった　　コースの受講については、射水市
陶房「匠の里」条例施行規則第6条の規定により許可します。

年　　月　　日

射水市長

様式第6号(第8条関係)

丘の里使用料減免申請書

年 月 日

射水市長

住所
申請者
氏名

減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設			
使 用 予 定 人 員	人		
使 用 料	円	減 免 申 請 額	円
使 用 目 的			
使 用 日 時	前 年 月 日 午 時 から	後 年 月 日 午 時 ま で	前 後
使 用 責 任 者	住 所		
	氏 名	連 絡 先	局 番
備 考			

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

匠の里使用料減免決定通知書

年　月　日

様

射水市長

年　月　日に申請のあった施設の使用料の減免について次のとおり許可します。

使　用　施　設				
使用予定人員				
使　用　料	円	減　免　額	円	円
使　用　目　的				
使　用　日　時	前 年　月　日午 後	時から	年　月　日午 後	前 時まで
使　用　責　任　者	住所			
	氏名	連絡先	局	番
備　考				

様式第8号(第9条関係)

丘の里使用料還付申請書

年　月　日

射水市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

年　月　日に丘の里の使用の許可を受けましたが下記の理由により使用できませんでしたので、使用料の 全部 一部 を還付されるよう申請します。

使　用　目　的										
使　用　日　時	前 年　月　日　午　前					時　分から				
	後　年　月　日　午　後					時　分まで				
使　用　料	円									
使　用　し　な　か　つた 理　由										
※ 還　付　金　額										

※印欄は、記入しないでください。

様式第9号(第9条関係)

匠の里使用料還付決定通知書

年 月 日

樣

射水市長

年　月　日に申請のあった施設の使用料の還付について次のとおり許可します。

使　用　目　的										
使　用　日　時	年　月　日　午					前	時	分から		
					後					
使　用　料	年　月　日　午					前	時	分まで		
					後					
使　用　料	円									
使用しなかった 理　由										
還　付　金　額										